

トレンダーズ株式会社 定款

平成 12 年 3 月 30 日作成
平成 12 年 3 月 30 日公証人認証
平成 12 年 4 月 19 日会社設立
平成 13 年 7 月 24 日改定
平成 18 年 2 月 2 日改定
平成 18 年 6 月 30 日改定
平成 19 年 6 月 28 日改定
平成 19 年 9 月 20 日改定
平成 22 年 6 月 25 日改定
平成 23 年 6 月 24 日改定
平成 24 年 6 月 14 日改定
平成 24 年 6 月 15 日改定
平成 25 年 1 月 1 日改定
平成 29 年 6 月 23 日改定
平成 30 年 10 月 1 日改定
令和 2 年 6 月 29 日改定
令和 4 年 6 月 28 日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、トレンダーズ株式会社と称し、英文では、Trenders, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) マーケティングリサーチの企画及び実施に関する事業
- (2) 広告・宣伝・販売促進その他のマーケティング活動に関する企画、制作及びこれらの代理販売に関する事業
- (3) 有料職業紹介事業
- (4) デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売に関する事業
- (5) Web サイトの企画、制作、保守及び管理に関する事業
- (6) インターネットのドメイン取得代行及び接続取次に関する事業
- (7) インターネットのサーバーの保守、管理、賃貸に関する事業
- (8) 書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作、販売に関する事業
- (9) 各種イベント・セミナーの企画、運営業
- (10)各種コンサルティング業
- (11)情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- (12)ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、管理、販売及び使用許諾に関する事業
- (13)著作権、著作者人格権、工業所有権その他の無体財産権の取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介に関する事業
- (14)有価証券の運用、投資、売買保有に関する事業
- (15)国内外投資先の仲介、斡旋業
- (16)インターネット及びカタログによる通信販売及びこれらの仲介、代行業
- (17)インターネットを利用した商品の売買システムの企画、設計、開発、運用及び保守に関する事業
- (18)商品の売買、賃貸、輸出入及びこれらの仲介、代行業
- (19)電気通信事業
- (20)化粧品、健康食品、美容機器、化粧雑貨、健康器具、医薬品及び医療機器等の企画、開発、製造、輸出入、販売及び卸並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業
- (21)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連事業の営業、調査、マーケティング支援に関する事業
- (22)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連の施設の経営、経営受託及び経営支援に関する事業
- (23)医療、ヘルスケア関連事業の経営支援、採用支援及び教育支援に関する事業

- (24) 美容サロンの経営並びに経営支援、採用支援及び教育支援に関する事業
- (25) 医療、ヘルスケア及び美容サロン関連の施設向け器材その他動産の賃貸及び管理並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業
- (26) 不動産の販売、賃貸及びその管理並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業
- (27) 前各号に付帯・関連する一切の業務
- (28) 前各号の事業を営む会社の株式又は持ち分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 東京都渋谷区 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 3. 当会社の株主名簿、及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書

面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第32条 当会社の監査役は、3名以内とする。

（監査役の選任）

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役の選任）

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剩余金の配当等に関する事項を、取締役会の決議によって定めることができる。

(剩余金の配当の基準日)

第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社が中間配当をする場合の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 配当財産には利息をつけない。

附 則

1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日いずれか遅い日後にこれを削除する。